

テレビ番組の偏向的な表現と取材対象者に対する名誉毀損等による不法行為の成否

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成28年1月21日

【事件番号】 平成26年（受）第547号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 民法709条・710条

【掲載誌】 裁時1644号1頁

LEX/DB 文献番号 25447710

事実の概要

日本放送協会Y（被告、被控訴人、上诉人）は、平成21年4月5日に台湾に対する日本の植民地統治を批判的に扱うテレビ番組（以下、「本件番組」という。）を放送した。本件番組でYは、明治43年にロンドンで行われた日英博覧会において、台湾に居住するパイワン族の人々を日本が見せ物としたこと、及びそのうちの一人の娘であるX（原告、控訴人、被上告人、その他の原告も多数存在するが、本解説では省略する。）がそれについて「かなしい」と述べていることを取り上げた。

このとき、Yはパイワン族の人々の日英博覧会での写真の映像を流した際に、その下部に「人間動物園」と表示したほか、この日本の行動は、当時の西欧列強が「人間動物園」と称して行った植民地の人々を見せ物にすることの真似だと説明する学者の見解を取り上げた。ただしこの「人間動物園」という表現は、博覧会当時存在していたものではなく、後世の一部の研究者により提唱されたに過ぎないものであった。また、Yの担当者はXに対する取材時にこの表現を本件番組で用いることを知らせなかった。

Xは、Yが本件番組においてXの発言を恣意的に編集したことにより人格権を侵害された、本件番組の「人間動物園」という表現によりXの名誉が毀損されたことなどを主張して、Yに対して不法行為による損害賠償を請求した。

第一審（東京地判平24・12・14判時2216号61頁）は、Xによる人格権侵害や名誉毀損の主張をすべて否定して、Xの請求を棄却した。

これに対し原審（東京高判平25・11・28判時

2216号52頁）は、「人間動物園」という表現を用いた本件番組がXの名誉を侵害するものだと判断した。さらに原審は、「放送事業者が取材対象者の名誉に係る事項等について放送しようとするときは、取材対象者の真意に基づく同意がなければ免責されない」としたうえで、Yの担当者による事前の説明が不十分でありXの真意に基づく同意があったと認められないとして、YのXに対する不法行為の成立を認めた。Yより上告。

判決の要旨

破棄自判（請求棄却）。

「テレビジョン放送がされた番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである（最高裁平成14年（受）第846号同15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）」

「本件番組を視聴した一般の視聴者においては、日本が、約100年前である明治43年、台湾統治の成果を世界に示す目的で、西欧列強が野蛮で劣った植民地の人間を文明化させていると宣伝するために行っていた『人間動物園』と呼ばれる見せ物をまねて、Xの父親を含むパイワン族を日英博覧会に連れて行き、その暮らしぶりを展示するという差別的な取扱いをしたという事実を摘示するものと理解するのが通常であるといえる。本件番組が摘示したこのような事実により、一般の視聴者が、Xの父親が動物園の動物と同じように扱われるべき者であり、その娘であるX自身も同様に扱われるべき者であると受け止めるとは考え難

く、したがって本件番組の放送によりXの社会的評価が低下するとはいえない。そうすると、本件番組は、Xの名誉を毀損するものではないというべきである。」

「そして、前記事実関係によれば、本件番組によりXの名誉感情等が侵害されたことを理由とする不法行為が成立するともいえない。」

判例の解説

一 本判決理解のポイント

1 本判決の意義——社会的評価の低下の否定

本件でXは多様な法益侵害を主張したが、第一審から最高裁まで一貫して問題とされてきたのは、本件番組がXの父親を含む集団に対して「人間動物園」という表現を用いたことは、Xに対する名誉毀損による不法行為を成立させるか否かである。この表現自体は、その対象となった者の人格を否定したり、動物園に収容されるに値すると評価されるような行動を当該人物が行ってきたことをその表現の受け手に想像させたりするものであり、名誉毀損による不法行為責任を成立させる可能性がある¹⁾。

本判決において最高裁は、そのような表現について、これまでの判例の立場を踏襲し、文言のみではなく、一般の視聴者がどのようにその表現の意味を理解するかを考慮して、社会的評価を低下させる表現ではないと判断した。

2 本件事案により提示される問題

——新たな法益承認の可否、名誉毀損事例における考慮要素

ただし、本件事案については、名誉毀損により解決されるべきだったのかという疑問が残る。もちろん、最高裁は、社会的評価の低下だけでなく、「名誉感情等」の侵害を理由とする不法行為の成立も否定している。しかし、本件番組によるXに対する名誉毀損を理由として不法行為の成立を肯定した原審判決に対してYが上告したのであり、最高裁の判断が示されるべき点は、本件番組による名誉毀損の成否であった。そのため、最高裁は社会的評価としての名誉毀損以外について正面から判断したわけではない。

また、後述するとおり、原審判決の判旨及び原審判決に対する評釈からは、本件事案において実質的に問題となったまたはされるべき点には、従

来の名誉毀損事例において問題とされた点とは明らかに異質なものが含まれていたことが分かる。さらに、本件事案において実際に問題とされるべき点に対する検討を通じ、「名誉毀損事例」と称される事例に関する課題が明らかになる。そこで、以下では、社会的評価の低下の判断に関する判例と本判決との関係を明らかにしたのち、本件事案で実質的に問題となった点を検討し、本件事案から提示される課題を示すことにする。

二 社会的評価の低下

1 死者に関する表現と遺族の社会的評価の低下

本件番組で直接「人間動物園」として見せ物にされたことと示されたのは、既に死亡したXの父親である。ただし、死者に関する表現が遺族の社会的評価を低下させるものであるときは、遺族は自身に対する名誉毀損等を問題とすることができる²⁾。

2 問題となった表現の解釈①

——社会的評価の低下の判断基準

ある表現が他人の社会的評価を低下させるものであるか否かが問題となった場合、新聞記事における表現について最判昭31・7・20民集10巻8号1059頁（以下、最判昭和31年）は、「一般読者の普通の注意と読み方」がその判断基準となると判示し、その後の裁判例はこの基準に依拠してきた³⁾。さらに最判平15・10・16民集57巻9号1075頁（以下、最判平成15年）は、テレビの報道番組における表現が問題となった場合について最判昭和31年を引用し、「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方」を基準として判断されると判示した。

3 問題となった表現の解釈②

——摘示された事実の内容

そして、テレビの報道番組に関して「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方」が基準とされるのは、社会的評価の低下の有無の判断に際してだけではない。最判平成15年は、テレビの報道番組で摘示された事実の内容を確定する際にも、上記の基準が適用されると判示し、当該報道番組の全体的な構成のみならず、放送内容全体から受ける印象等を総合考慮して、当該報道で摘示された事実の内容が確定されると判断した。

4 本判決の位置付け

本判決において最高裁は、最判平成15年の示した、テレビの報道番組による社会的評価の低下

の有無を判断するための基準に依拠することを明示した。それにより最高裁は、本件番組で摘示された事実は、一般の視聴者においては、Xの父親が日本によって「人間動物園」と呼ばれる見せ物とされるという差別的な取扱いを受けたという事実だと理解されると判断した。さらに最高裁は、そのような事実を摘示する本件番組は、Xの社会的評価を低下させるものではないと判示した。

たしかに最高裁は、テレビの報道番組で摘示された事実の内容を確定するために最判平成15年が提示した基準を明示的に引用していない。しかし最高裁は、本件番組で摘示された事実の確定とそれによる社会的評価の低下の判断を一括して行っている。したがって、本判決は、テレビによる報道番組について最判平成15年が示した判断基準を、そこで摘示された事実を確定する際にも、社会的評価の低下を判断する際にも適用して実際の事例を解決したといえることができる。

そして、本判決はその基準により、文言上は他人の名誉を毀損させるような表現について、社会的評価の低下を否定した点に意義を有する。

三 本件番組による被侵害法益

1 原審判決に対する評価

本件番組についてXに対する名誉毀損による不法行為の成立を認めた原審判決に対しては肯定的な評価が示される一方で、本件事案について問題とされるべき法益は名誉に限られないという指摘や、本件事案は単なる社会的評価の低下としての名誉毀損が問題とされるべき事例とは性質の異なるものだったという指摘がなされている。すなわち、Xの「かなしい」という発言は、「人間動物園」という表現の存在をYの取材担当者から知らされていない状況でなされたにもかかわらず、Yの番組制作意図に合致させるために、あたかも「人間動物園」に関連して行われたXの発言であるかのように本件番組では扱われたことが、「プライバシーの権利侵害形態のうちの『誤解を生ずる表現の公表』に該当する」⁴⁾という理解が存在する。また、名誉毀損の成立を認める原審判決を前提とするものであるが、Xの発言が後に「人間動物園」という表現に結びつけられたことは、取材後の編集により生じた「取材対象者の名誉に係る重大な変更」であり、YがXに説明することなくXの発言を用いたことは「自己決定権侵害」を理由とす

る不法行為を成立させるという主張もなされている⁵⁾。

2 原審判決における考慮要素

名誉毀損の成否の判断にあたって原審は、「社会的評価」の低下とは無関係な事情も考慮しているだけでなく、名誉毀損による不法行為の成否の判断の際に原審により提示された立場は、既存の名誉毀損による不法行為責任の成否が問題となる際に適用される「真実性の法理」など⁶⁾とは異なるものであった。

原審は名誉毀損の成立を認めるにあたって多様な事情を考慮しているが、その中で原審は、Yの番組制作者が、好意で取材に応じたXを困惑させ「本来の気持ちと違う言葉を引き出し、『人間動物園』と一体のものとしてそれを放送」したことにより、Xの思いを踏みにじり侮辱したということの問題としている。ところが、取材対象者の本来の気持ちと違う言葉を引き出すことやその思いを踏みにじることは、社会的評価の低下としての名誉毀損とは全く関係ない要素である。

また原審は、名誉毀損による不法行為責任の成否を判断する際に「放送事業者が取材対象者の名誉に係る事項等について放送しようとするときは、取材対象者の真意に基づく同意がなければ免責されない」という立場を示し、それに則して名誉毀損による不法行為の成否を判断している。このように原審が取材対象者の同意と名誉毀損による不法行為の成否の判断とを結びつけた点については、「取材対象者への説明及び同意は取材対象者の自己決定権に関連」するものであり、名誉毀損とは区別されるべきものだ指摘されている⁷⁾。

3 取材対象者固有の法益を問題とする必要性

以上のような原審判決に対する評釈及び原審判決の判旨に鑑みると、本件での問題は第1に、「人間動物園」という、過激かつ、後世の学者が提唱する概念であり一般的な支持を得ているとはいえない表現を用いることが取材時にXに伝えられていなかったこと、第2に、Xの発言がYの番組制作意図に合わせて本件番組で使用されたことにより、その発言に取材時とは異なる意味が付与されたことにあることが分かる。つまり、本件事案は、単に表現行為によるその対象となった者の名誉毀損や名誉感情等に対する侵害が問題となる事例とは異なるものであり、ここでは取材対象者固有の法益が問題とされるべきだったといえる。

四 取材対象者に認められる法益

1 取材対象者の番組内容に対する期待・信頼

放送番組の取材対象者は、取材担当者の言動等により、一定の内容の番組が放送されるという期待や信頼を形成する。この期待・信頼について最判平 20・6・12 民集 62 卷 6 号 1656 頁（以下、最判平成 20 年）は、原則として法的保護の対象とならないと判示した。そして、取材対象者が取材に応ずることにより格段の負担が生ずる等の事情が存在する例外的な場合にのみ、そのような期待や信頼が法律上保護される利益になりうると判断した。

2 取材対象者固有の法益保護の可能性

最判平成 20 年により、放送番組に対する取材対象者の期待や信頼は極めて例外的な場合に法的保護の対象となることが明確にされた。しかし、本件では、取材対象者である X について、名誉でも、期待や信頼でもない新たな法益が問題とされるべきだったという指摘がなされている。その論者は、報道番組に関して、番組制作者が自己の見解に適合する情報のみを取り上げ、取材対象者の発言の「真意を故意に歪曲する」⁸⁾ 事例が問題となると主張する。そして、このような歪曲は、「プライバシーの権利（自己情報コントロール権）」の侵害を意味するものであり、本件においてはこれが明確に問題とされるべきだったと指摘するのである⁹⁾。これは、取材対象者の発言がその客観的な意味と異なる意味で引用された場合に問題とされるものであるならば、取材対象者の単なる内心に反した場合に問題となる、取材対象者の期待・信頼とは性格を異にするものだと見える¹⁰⁾。そのため、最判平成 20 年により、取材対象者についてこのような新たな法益まで一律に否定されたと解することはできない。また、本判決において最高裁は「名誉感情等」の侵害も否定しているが、第一審から最高裁にいたるまで上記の新たな法益を承認することの可否は問題とされていなかったものであり、本判決の後も、このような法益が承認される可能性は残されているといえる。

五 本件事案から提示される課題——名誉毀損に解消されない考慮要素の明示

本判決は、社会的評価の低下の判断に関する従来の判例の基準を具体的事例にあてはめ、さらにはその低下が否定される具体例を明示したという

意義を有する。しかし、本件事案で実際に問題とされるべきだった要素を検討するならば、名誉毀損が問題とされる場合に、名誉毀損で問題とされるべき要素とは異質な要素までもが考慮される可能性のあることが分かる。それは、名誉毀損に関する整合的な理解を妨げるものであるばかりか、明確に言語化されない考慮要素が不法行為の成否の判断の過程で入り込むことを意味し、事例解決の予測可能性を失わせることにつながるものである。したがって、本件事案から提示される課題としては、既存の名誉毀損に解消できない事例について、そこで問題とされるべき要素を正面から検討することを可能とする状況を形成するというものが存在するといえるのである。

●——注

- 1) 最判平 9・9・9 民集 51 卷 8 号 3804 頁は、ある者について「極悪人、死刑よ」と述べる者がいることを報じた新聞記事が、その対象となった者の社会的評価を低下させるものであることを前提として、さらに、名誉毀損に関する免責法理にしたがった判断がされるべきだと判示する。
- 2) 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003 年）41 頁、潮見佳男『不法行為法 I 〔第 2 版〕』（信山社、2009 年）189 頁。死者に対する表現が遺族固有の名誉を侵害しない場合であったとしても、「死者に対する遺族の敬虔感情の侵害」（五十嵐・同 41 頁以下）、「死者への『敬愛追慕の情』の侵害」（潮見・同 189 頁）を理由として不法行為責任を追及する可能性も認められているが、本件では特にそれは問題とされていない。
- 3) 五十嵐・前掲注 2）46～47 頁、佃克彦『名誉毀損の法律実務 〔第 2 版〕』（弘文堂、2008 年）63 頁以下。
- 4) 高乗正臣「判批」平成法政研究 18 卷 2 号（2014 年）1 頁、22 頁。
- 5) 大塚直「判批」リマークス 50 号（2015 年）46 頁、49 頁。
- 6) この法理については、五十嵐・前掲注 2）48 頁以下。
- 7) 大塚・前掲注 5）48～49 頁。
- 8) 高乗・前掲注 4）22 頁。
- 9) 高乗・前掲注 4）23 頁。
- 10) 原審判決に対する評釈により、取材対象者の名誉毀損ないし名誉感情の侵害が問題となる点で本件は、単なる期待や信頼が問題となった最判平成 20 年とは事案を異にするものだと指摘されている（大塚・前掲注 5）48 頁）。この指摘は、名誉毀損の成立を認めた原審判決を前提とするものだが、最判平成 20 年が取材対象者固有の法益保護を認めることを排除するものではないことを考える手掛かりとなる。